

米国株式信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、米国株式信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 米国株式信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差入れていただき、売付けに必要な米国株券、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等(以下「米国株券等※1」といいます。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 米国株式信用取引は、国内株式等の信用取引(以下「国内信用取引」といいます。)とは異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 米国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場(以下「米国市場」といいます。)での取引を対象としています。(ただし対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。)
- 米国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、米国市場には値幅制限(ストップ高・ストップ安)がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

※ 1「米国株券等」について、本説明では米国株券を中心に説明しておりますが、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- 米国株式信用取引を行うにあたっては、取引手数料等をいただきます。
- 米国株式信用取引の買付けの場合には買付代金に対する金利を、売付けの場合には売付株券等に対する貸株料をお支払いいただきます。なお、その額はその時々々の金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本

書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

- 米国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 手数料等の諸費用の詳細は、別紙の「手数料及びその他費用」をご覧ください。

委託保証金について

- 米国株式信用取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差入れていただきます。
- 委託保証金は、売買代金の50%以上かつ30万円相当額とし当社が定めるアメリカ合衆国ドル通貨(以下「米国ドル」といいます)以上の額(以下「最低委託保証金」といいます。)が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や、市場区分、市場の状況等により、50%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。最低委託保証金設定額は、「米国株式信用取引に関するルール」または当社のmoomooアプリにてご確認ください。
- また、委託保証金を有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等委託保証金に関する詳細は、当社が別に定める「米国株式信用取引に関するルール」によります。
- お客様が建玉を維持するために必要な委託保証金の率(以下「最低維持率」といいます)は30%とします。
- 当社は委託保証金の維持率を国内基準日リアルタイムで計算しており、維持率が30%を下回った場合、または委託保証金が2,500ドルを下回った場合、リアルタイムでmoomooアプリにてそのお知らせを行います。この場合、お客様は維持率を30%に回復させるための金額(かつ最低委託保証金に達する金額)を、moomooアプリの該当画面等で、ご自身で確認の上、当社からの請求の有無に関わらず(場合によっては当社から連絡を行います)速やかにご入金いただく必要がございます。最初のお知らせを行った日より、当社が別途定める日までに(最初のお知らせを行った日より起算して3営業日目の正午を超えない日)、追加保証金の差し入れが行われず、維持率が回復されなかった場合は、当社は次項における対応措置をさせていただきます。また建玉の返済による追加保証金の解消は、追証期限日までに返済約定が成立し、維持率が30%を回復し、かつ最低保証金額を回復することで追証が解消したこととなります。
- お客様が前項の所定の日時まで追加保証金を差し入れない場合、または

建玉の返済によって追証が解消されない場合には、米国株式信用取引に関するサービスの一部の利用を制限する場合があります。また、当該場合お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はお客様に通知することなく、お客様の米国株式信用取引口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失や不足金が発生した場合には、お客様の保証金代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

米国株式信用取引のリスクについて

米国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、米国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 米国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、米国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、お客様の指示により外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。
- 米国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産(以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
※2裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- 米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、米国株式信用取引の対象となっている米国株券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 米国株式信用取引により売買した米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がり(円貨建ての代用有価証券等の場合は円安になる場合を含みます)したりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を当社

所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。

- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（米国株式信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部を決済（反対売買）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。
- 米国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、米国株式信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように米国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、米国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

米国株式信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- 米国株式信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

■ 米国株式信用取引の仕組みについて

- 米国株式信用取引とは、米国市場に上場している米国株券等を対象としており、返済期日等を、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引（一般信用取引）です。ただし、米国株式信用取引によって行った売買の決済のために、当社が証券金融会社から売付株券等及び買付代金を借り入れること（貸借取引）はできません。
- 米国株式信用取引ができる銘柄は、米国市場に上場している米国株券等のうち、当社の選定基準に基づき選定した銘柄となります。
- 米国株式信用取引の貸株料、返済期日及び金利は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、当社ウェブサイトでご確認ください。
- 米国株式信用取引によって売買している米国株券等について株式分割等によ

る株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。

- 米国株式信用取引では、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社の米国株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期日を越えて米国株式信用取引を継続することはできません。返済期日を越えた場合、当社の任意で在庫不足となった銘柄の新規売建注文を失効させ、及び在庫不足となった売建玉の強制返済注文を執行いたします。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。

■ 米国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国株式信用取引については、以下によります。

- 顧客に信用を供与して行う米国株券等に係る次の取引
- 外国金融商品市場等への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- 米国株式信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

なお、米国株式信用取引は、米国市場に上場している米国株券等を対象としていますが、同市場においては値幅制限(ストップ高・ストップ安)が存在せず、国内の金融商品取引市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の取引を停止する制度がありません。

■ 金融商品取引契約に関する租税の概要

お客様に対する課税は、原則として以下によります。

- 米国株式信用取引における配当落調整金は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。また、米国株式信用取引における配当落調整額は、確定申告による外国税額控除制度の適用対象にはなりません。
- 米国株式信用取引に係る米国株券等の譲渡による利益(手数料、金利、その他諸費用を含め、それぞれの金額につき所定の方法により円貨換算したことによって生ずる為替損益がある場合には、当該為替損益を含みます。)は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 米国株式信用取引に係る米国株券等の譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において米国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、あらかじめ、米国株信用取引にかかる各種書面を電磁的方法により当社のmoomooアプリまたは当社ウェブサイトを提供することに同意し、「米国株式信用取引口座設定約諾書等」を電磁的な方法により当社に差し入れ、米国株式信用取引口座を開設していただく必要があります。米国株式信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みください。
- 米国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 米国株式信用取引で注文なさる際は、必ず「米国株式信用取引」である旨を明示してください。
- お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、米国株式信用取引によって買い付けた米国株券等及び米国株式信用取引によって米国株券等を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、米国株式市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- 当社は、米国市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。以下同じ。）を行った場合における米国株式信用取引に係る未約定注文は、当社側で失効等の特段の処理を行いません。ただし、売買停止発動時点における未約定のご注文及び売買停止発動中に受注したご注文は、取引所から注文が取消され、失効している可能性があります。失効となった未約定注文については、当社は再発注を行いません。

- 米国株式信用取引の売付けを行う場合、アメリカ合衆国の現地法令に基づき、価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。
- 注文された米国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「外国株式信用取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。
- 当社が口座名義人の死亡を確認した時点で米国株式信用取引の未決済の建玉がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。

当社の概要

商号等	moomoo証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号
本店所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 電話番号:0120-64-5005 受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00(ただし、祝日(振替休日を含む。))及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く。)
資本金	50億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	大正9(1920)年4月
連絡先	カスタマーサービス(03-6387-9318) 受付時間:8:30～17:00(土・日・祝日(振替休日を含む。))・年末年始を除く。 clientservice@jp.moomoo.com

moomoo証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

電話窓口:moomoo証券株式会社 カスタマーサービス

固定電話:0120-58-7133(無料)

携帯電話:03-6387-9318(有料)

受付時間: 8:30 ~ 17:00(土・日・祝日(振替休日を含む。)
・年末年始を除く。)

Eメール:clientservice@jp.moomoo.com

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC※)」を利用することができます。

住所 :〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号第二証券会館
電話番号:0120-64-5005

受付時間:月曜～金曜9:00～17:00(ただし、祝日(振替休日を含む。))及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く。)

※FINMACは公的な第三者機関であり、当初の関連法人ではありません。

別紙「手数料及びその他費用」:

■ 取引手数料

米国株式信用取引の1 約定につき以下の取引手数料がかかります。

◆ ベーシックコース

項目	手数料及びその他費用	支払い先
取引手数料 (システム利用料を含む)	約定金額の 0.12%(税込 0.132%)、1 注文当たり 最低 0 ドル(ご注意事項 2 参照)、上限 20 ドル (税込 22 ドル)	moomoo 証券
現地清算費用	当社負担	/
為替取引手数料	無料 当社が徴収する為替取引手数料(当社が設定するスプレッド)は発生しませんが、第三者である為替取引業者が徴収する、為替取引に係るコストが発生いたします。当社は為替取引業者が当社に	/

	提供するレート(為替取引業者のスプレッドを計上済み)をそのままお客様に提供しております。	
--	----------------------------------------------	--

◆アドバンスコース

項目	手数料及びその他費用	支払い先
取引手数料	約定株数×0.0049 米ドル/株(税込 0.00539 米ドル/株)又は1注文あたりの約定代金×0.50%(税込 0.55%)のうち少ない方 (ただし、最低:1取引につき 0.99 米ドル(税込 1.08 米ドル))	moomoo 証券
システム利用料	約定株数×0.0050 米ドル/株(税込 0.0055 米ドル/株)又は1注文あたりの約定代金×0.50%(税込 0.55%)のうち少ない方 (ただし、最低:1取引につき 1.00 米ドル(税込 1.10 米ドル))	moomoo 証券
現地清算費用	約定株数×0.0060 米ドル/株 ※現地清算等費用には、当社が使用する注文取次会社の取次費用及び取引実行等に係る諸費用が含まれます。	現地取次先
為替取引手数料	無料 *当社が徴収する為替取引手数料(当社が設定するスプレッド)は発生しませんが、第三者である為替取引業者が徴収する、為替取引に係るコストが発生いたします。当社は為替取引業者が当社に提供するレート(為替取引業者のスプレッドを計上済み)をそのままお客様に提供しております。	/

手数料、その他お客様が当社にお支払いいただく金銭のお支払に際して、最低通貨単位未満の端数が生じたことになった場合、その端数の取扱いについては、当社ウェブサイト上に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

■ **金利・諸経費**

米国株信用取引の金利・諸経費は以下となります。

- **買建金利:**4.5%(2024/9/18 現在)
 - * 同日中に同一銘柄について信用取引の売買を行われた場合は、金利は徴収いたしません。
 - * 計算方法:利息=建玉金額×4.5%/360X 日数
 - **信用管理費:**現在なし
 - **名義書換料:**現在なし
 - **売建貸借料:**銘柄により異なりますまた日々変動します。
 - * 逆日歩は発生いたしません。
 - **貸株料徴収基準:**弊社の新規売建の貸借料率は銘柄により異なります。また各銘柄のレートは時価により日々更新し計算することになります(終値基準)。
 - * 計算方法:貸借料=建玉金額(終値により日々変動)×貸借料率X%(変動)/360×日数
- 貸株料が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の料率が適用されます。
- 買建金利及び貸株料はその時々々の金利情勢等に基づき、当社が定めた料率とします。適宜変更される場合がありますので、詳細は当社のnomoomooアプリ又はウェブサイトでご確認ください。

■ 約定代金・受渡金額

- ① 約定代金は米国株現物取引と同様に米国ドルとなります
 - ② 約定代金・受渡金額等は以下の計算方法で算出されます。
 - 約定代金:単価×株数
 - 受渡金額:
 - ・ 新規買:保証金範囲内
 - ・ 返済売:返済売約定代金－新規買約定代金－手数料(消費税含む)－諸経費
 - ・ 新規売:保証金範囲内
 - ・ 返済買:新規売約定代金－返済買約定代金－手数料(消費税含む)－諸経費
- ※ 単価、手数料、消費税、諸経費の通貨単位は全て米国ドルとなります。

第②項における諸経費には、以下の費用が含まれますが、その中、信用管理費(消費税含む)および名義書換料(消費税含む)に関しては、現時点では無料となります。この部分においては、今後当社の判断により適宜見直します。

※諸経費=金利または貸借料+信用管理費(消費税含む)+名義書換料(消費税含む)

■ その他

前述以外の米国株式信用取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、当社のmoomooアプリまたはウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認してください。

以上